

ご存じですか？

日弁連は

こんな活動をしています

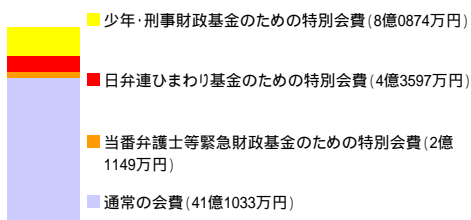
JFBA 日本弁護士連合会

2011年3月発行

活動のほとんどは「社会貢献」です

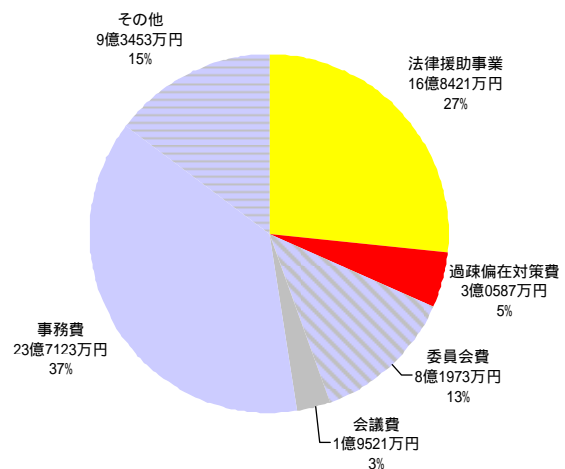
日弁連の事業活動支出は、年間約63億円です。そのほとんどが、人権擁護活動や社会的・経済的弱者の法的支援のための事業費、運営費に使われています。

会員が負担する会費の内訳(2009年度決算)



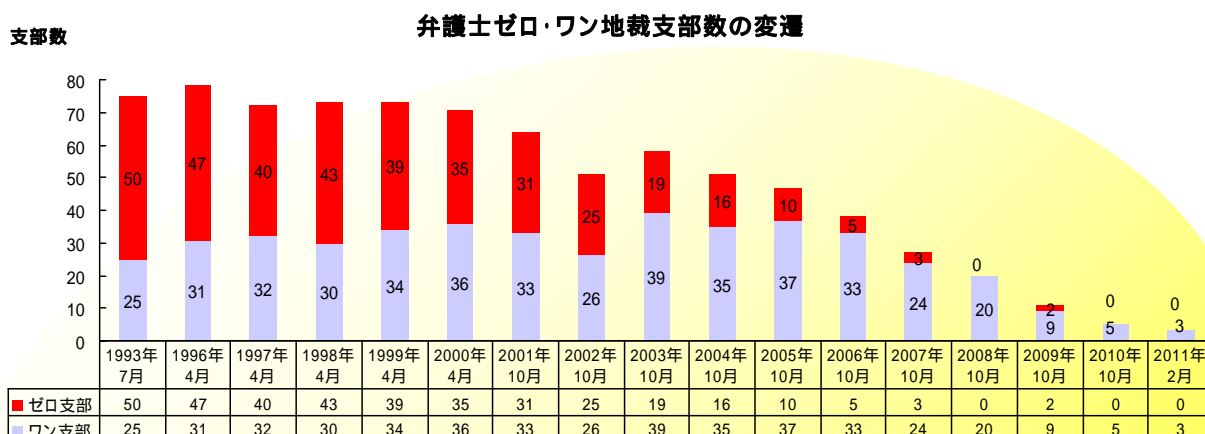
日弁連は、弁護士法で設立された公共的団体です。「基本的人権と社会的正義の実現」(弁護士法1条)を使命とする、全国約3万人の弁護士の全員が加入して特別会費を含む会費を負担しています。

2009年度事業活動等の決算の内容



全国各地に弁護士がいます

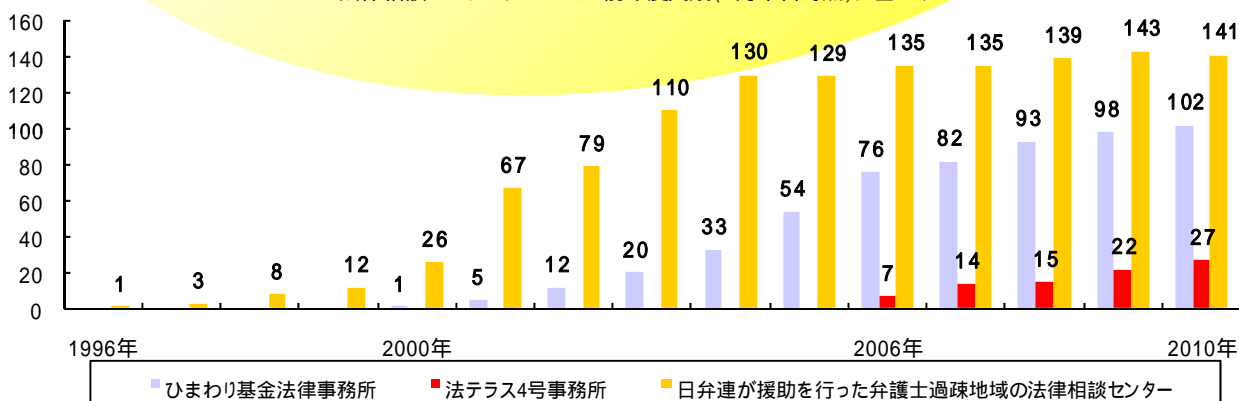
日弁連は、1996年から**弁護士ゼロワン地域**（地方・家庭裁判所支部管轄区域を単位として、登録弁護士がまったくいないか、1人しかいない地域）を中心に法律相談センターを設置する活動を開始しました。1999年には日弁連ひまわり基金を創設、2000年から全弁護士より特別会費を徴収して**ひまわり基金法律事務所（公設事務所）**の設置、**弁護士過疎地域**の法律相談センターの援助等を行い、2006年10月までに弁護士会独自の努力によってゼロ地域を5カ所にまで減らしてきました。



さらに、2006年10月から法テラス（日本司法支援センター）が業務を開始し、**司法過疎地域**に法テラスの**地域事務所（4号業務対応地域事務所）**を設置しています。2010年10月現在、ひまわり基金法律事務所は102カ所、法テラス4号事務所は27カ所、法律相談センターは307カ所（日弁連が2011年2月現在把握している数）となっています。こうした取組もあり、**弁護士ゼロ地域は0カ所、弁護士ワン地域は3カ所**となりました（2011年2月現在）。

ひまわり基金法律事務所・法テラス4号事務所の設置数、日弁連から援助を行った 弁護士過疎地域の法律相談センターの数

法律相談センターについては前年度実績（3月末日時点）に基づく



日弁連は引き続き、**弁護士過疎・偏在解消**に全力を挙げるとともに、**裁判官・検察官ゼロワン支部の解消**や**裁判所支部の充実**を求め、**司法過疎の解消**をめざします。

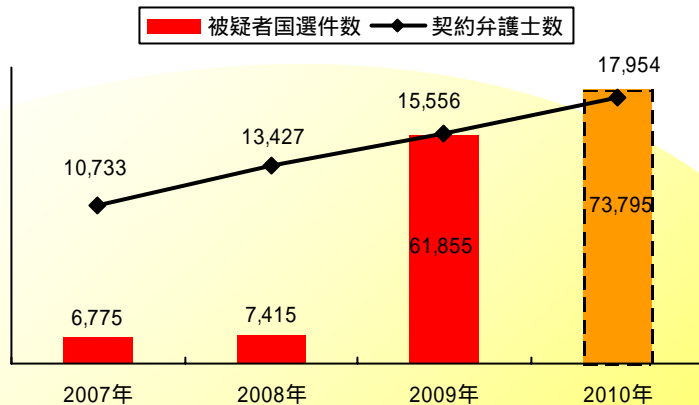
誰でも刑事弁護が受けられます

刑事事件の被告人（起訴された人）と被疑者（起訴される前の容疑者）が、貧困等の理由で自分で弁護人を選任できない場合に、国が弁護人を選任する制度が国選弁護制度です。国選弁護は、多くの弁護士が日常的に従事している公益活動です。

2006年10月から、殺人や強盗などの重大事件の被疑者に国選弁護人が付される「被疑者国選弁護」が開始しました。2009年5月からその対象が窃盗や傷害などの事件に拡大され、受理件数は約10倍になりました。国選弁護人として契約する弁護士数も毎年増加し、2010年10月時点で1万7954人（全弁護士の6割）となっています。

日弁連は、逮捕されて拘束された全ての被疑者の弁護人依頼権の確保を目指して、さらに取組を強化していきます。

被疑者国選件数と国選弁護人の契約弁護士数



契約弁護士数は日本司法支援センターの調べによる。
2010年の被疑者国選件数は同年4月から12月の件数を年間に換算したものの。

国の支援が届かない分野にも自費で取り組んでいます

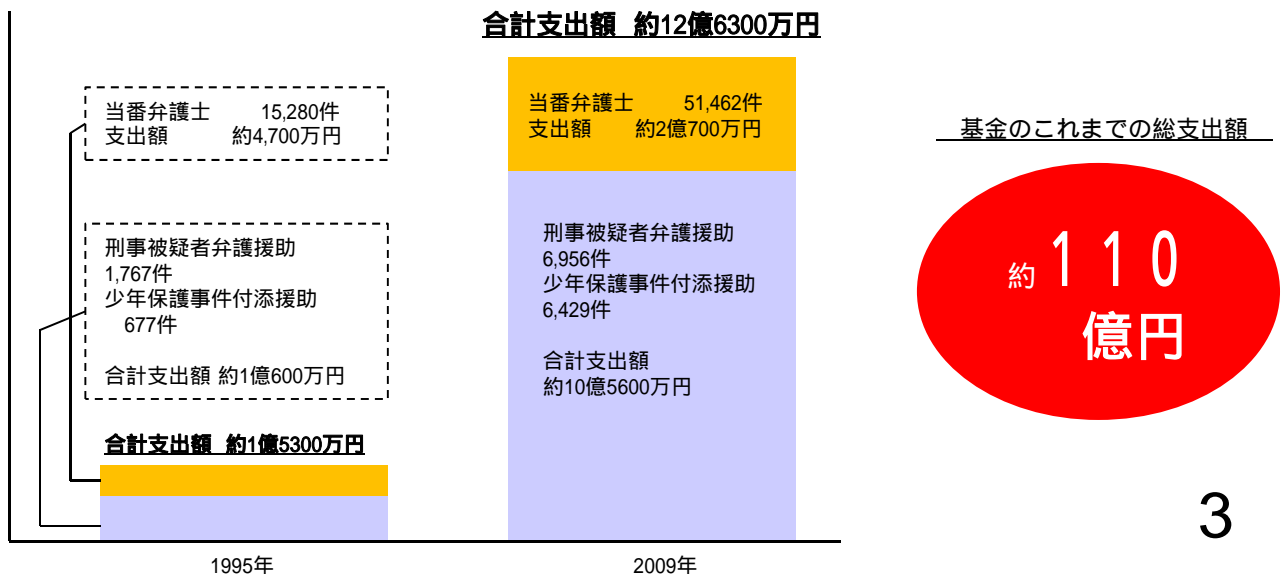
日弁連は被疑者国選弁護制度の開始前から、そして現在も国選弁護制度の対象にならない被疑者や少年のために、独自の取組を行っています。

当番弁護士制度（逮捕された被疑者や親族の要請により弁護士会が弁護士を派遣。原則として無料で利用できる）は、被疑者国選弁護創設の足がかりとなりましたし、現在も被疑者国選の対象とならない事件をカバーしています。

刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい被疑者へ弁護士費用を援助）や少年保護事件付添援助（家裁送致された少年へ弁護士費用を援助）は、被疑者国選弁護の対象にならない被疑者や少年を援助する制度です。

日弁連は全ての弁護士が等しく費用を負担する基金を創設して、これらの制度を運営しています。

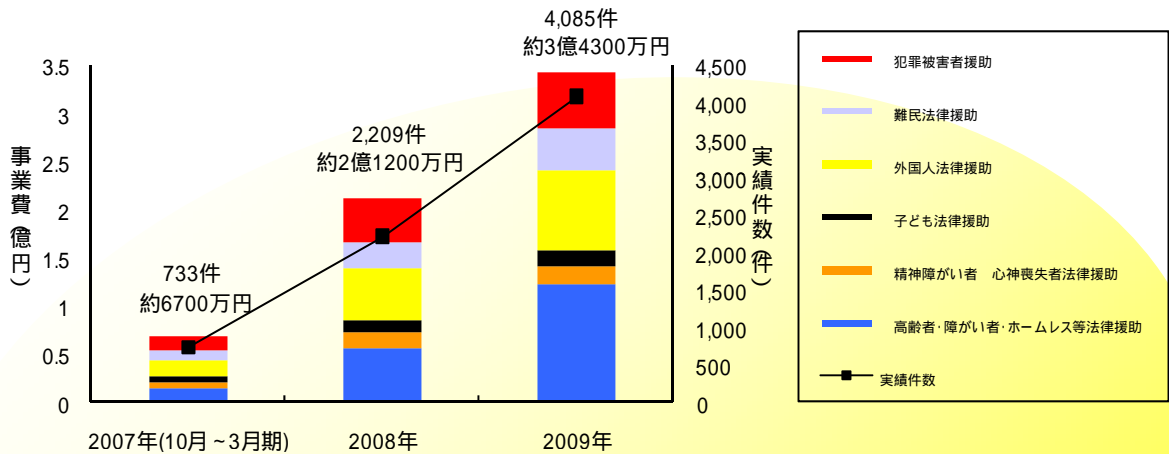
合計支出額 約12億6300万円



これも日弁連の自費による取組です

人権を守る観点からは弁護士の援助が必要であるのに、法テラスによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない事業があります。日弁連委託援助事業は、このような事業について、日弁連が事業費を支出して法テラスに業務を委託し、弁護士費用等を援助する制度です。

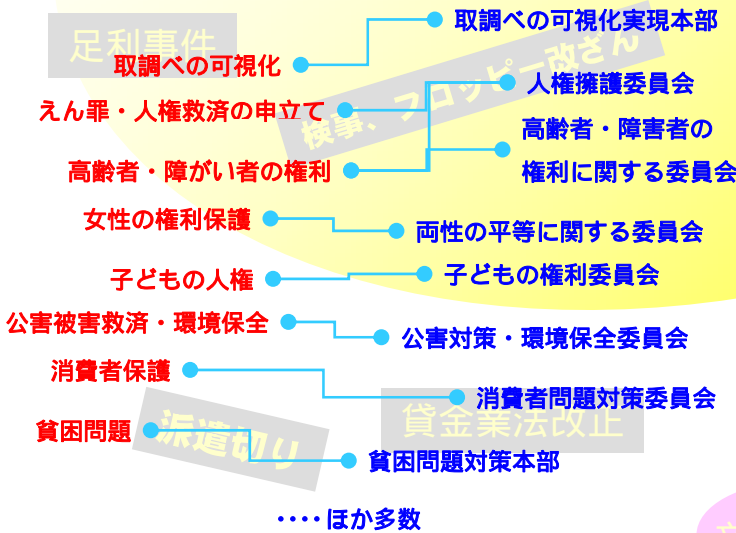
その他の法律援助事業の事業費と実績件数



日弁連は、引き続きこれらの事業について全国的な対応態勢を整えるとともに、本来公益性の高いこれらの事業の国費又は公費化への運動に取り組んでいきます。

色々な分野の人権課題に対応しています

日弁連は、様々な人権課題について、それぞれに委員会や対策本部を設置し、調査研究、人権侵害を行った公的機関・団体等への警告・勧告、シンポジウムの開催、立法・規則制定への提言などの活動を行って、人権擁護と法律制度の改善に取り組んでいます。



公的機関に専門委員を送ります

日弁連は、最高裁、各省庁、独立行政法人等に対し、各地の弁護士会(全国52弁護士会)は自治体等に対し、要請を受けて弁護士会員を推薦し、弁護士の専門性を生かした社会貢献を行っています。

